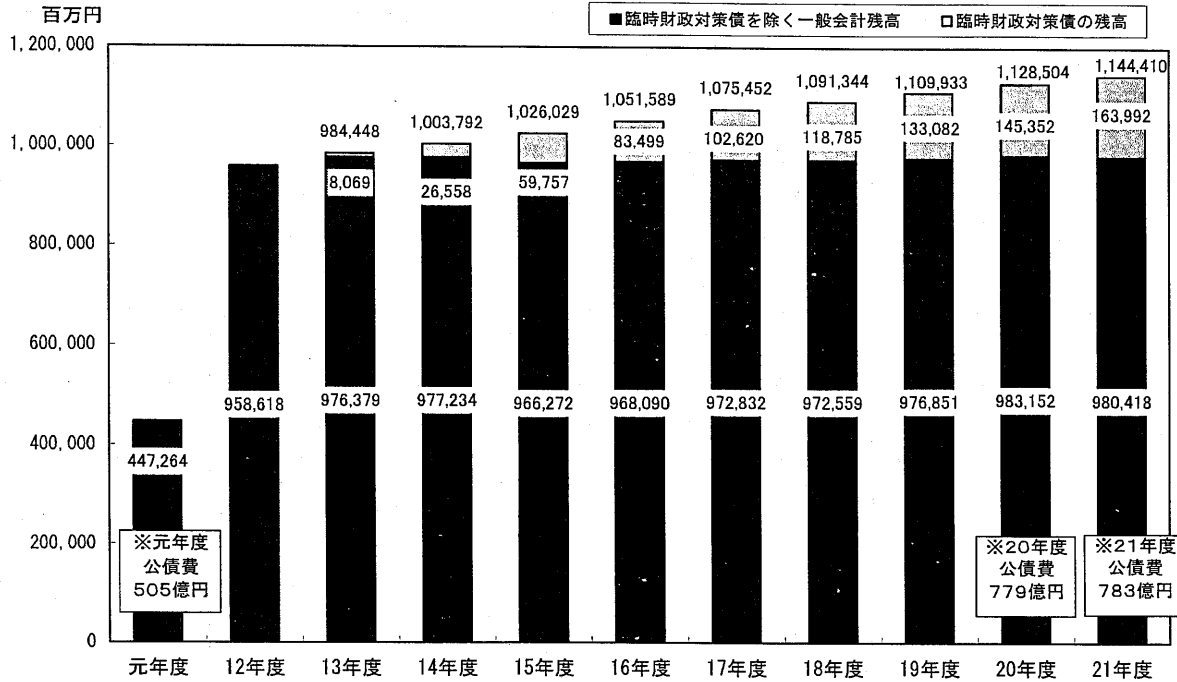


保有資産の有効活用

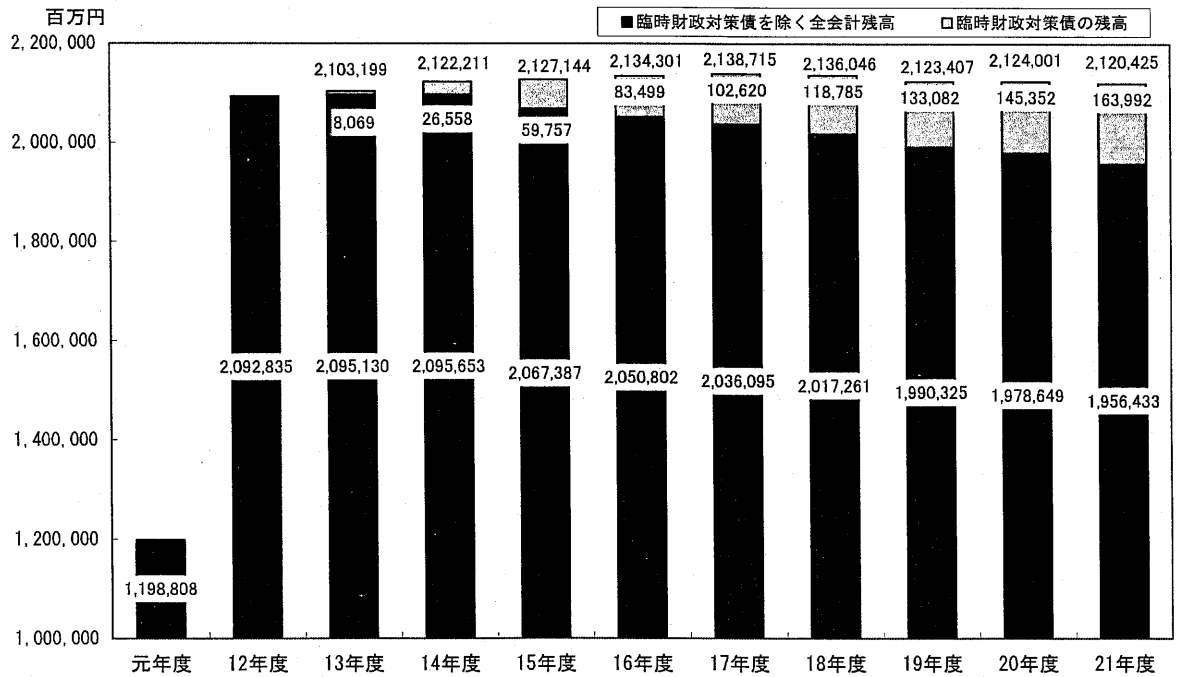
具体的取組①	55 保有資産の活用・売却等	担当局区等	関係局																																																																	
取組内容	<p>事務事業の見直しによる市民生活への影響を可能な限り抑制するため、公共施設の建替えや他施設との統合等に伴って、一定の役割を終えた土地等を売却するなど、保有資産の有効活用により、財源を確保する。</p>																																																																			
	<p>【21年度に売却等を行う土地】</p> <table border="1" data-bbox="416 546 1310 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>面積</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧北清掃事務所</td> <td>783 m²</td> <td rowspan="2">環境局</td> </tr> <tr> <td>西京まち美化事務所飛地</td> <td>180 m²</td> </tr> <tr> <td>旧右京区役所</td> <td>3,500 m²</td> <td rowspan="3">文化市民局</td> </tr> <tr> <td>みかげ会館</td> <td>738 m²</td> </tr> <tr> <td>旧ちびっこ広場（右京区南広町）</td> <td>115 m²</td> </tr> <tr> <td>旧美術工芸ギャラリー</td> <td>234 m²</td> <td rowspan="2">産業観光局</td> </tr> <tr> <td>醍醐地域学校向け用地</td> <td>650 m²</td> </tr> <tr> <td>旧宇津保育園</td> <td>1,048 m²</td> <td>保健福祉局</td> </tr> <tr> <td>旧伏見消防署</td> <td>3,017 m²</td> <td>消防局</td> </tr> </tbody> </table> <p>【22年度、23年度に売却等を検討している土地】</p> <table border="1" data-bbox="416 987 1310 1626"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>面積</th> <th>所管局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史資料館</td> <td>1,183 m²</td> <td>総務局</td> </tr> <tr> <td>伏見保健所</td> <td>1,403 m²</td> <td rowspan="2">文化市民局</td> </tr> <tr> <td>伏見福祉事務所</td> <td>921 m²</td> </tr> <tr> <td>繊維技術センター</td> <td>7,756 m²</td> <td>産業観光局</td> </tr> <tr> <td>旧高野合同福祉会館</td> <td>4,416 m²</td> <td rowspan="10">保健福祉局</td> </tr> <tr> <td>旧市営葬儀事務所</td> <td>440 m²</td> </tr> <tr> <td>洛西地区保育所用地</td> <td>1,503 m²</td> </tr> <tr> <td>旧山科老人いこいの家</td> <td>201 m²</td> </tr> <tr> <td>心身障害児福祉会館</td> <td>1,619 m²</td> </tr> <tr> <td>急病診療所</td> <td>3,181 m²</td> </tr> <tr> <td>旧久多診療所</td> <td>76 m²</td> </tr> <tr> <td>用途廃止した市営住宅敷地</td> <td>約 2,000 m²</td> <td>都市計画局</td> </tr> <tr> <td>五条消防出張所</td> <td>300 m²</td> <td rowspan="2">消防局</td> </tr> <tr> <td>消防学校</td> <td>13,624 m²</td> </tr> <tr> <td>鷹峯小学校グラウンド</td> <td>4,166 m²</td> <td>教育委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>【21年度に使用料減免の見直し、使用料の増額等を行うもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「職員会館かもがわ」土地貸付収入 [総務局] ・ 庁舎内飲料自動販売機の設置<使用料収入>等 [総務局] ・ 洛西ニュータウン管理公社土地貸付収入 [都市計画局] <p>※ このほか、20年度に売却を行い、公債償還基金に積み立てている二条駅地区五角形用地売却益についても、財源として活用する。</p>			名称	面積	所管局	旧北清掃事務所	783 m ²	環境局	西京まち美化事務所飛地	180 m ²	旧右京区役所	3,500 m ²	文化市民局	みかげ会館	738 m ²	旧ちびっこ広場（右京区南広町）	115 m ²	旧美術工芸ギャラリー	234 m ²	産業観光局	醍醐地域学校向け用地	650 m ²	旧宇津保育園	1,048 m ²	保健福祉局	旧伏見消防署	3,017 m ²	消防局	名称	面積	所管局	歴史資料館	1,183 m ²	総務局	伏見保健所	1,403 m ²	文化市民局	伏見福祉事務所	921 m ²	繊維技術センター	7,756 m ²	産業観光局	旧高野合同福祉会館	4,416 m ²	保健福祉局	旧市営葬儀事務所	440 m ²	洛西地区保育所用地	1,503 m ²	旧山科老人いこいの家	201 m ²	心身障害児福祉会館	1,619 m ²	急病診療所	3,181 m ²	旧久多診療所	76 m ²	用途廃止した市営住宅敷地	約 2,000 m ²	都市計画局	五条消防出張所	300 m ²	消防局	消防学校	13,624 m ²	鷹峯小学校グラウンド	4,166 m ²
名称	面積	所管局																																																																		
旧北清掃事務所	783 m ²	環境局																																																																		
西京まち美化事務所飛地	180 m ²																																																																			
旧右京区役所	3,500 m ²	文化市民局																																																																		
みかげ会館	738 m ²																																																																			
旧ちびっこ広場（右京区南広町）	115 m ²																																																																			
旧美術工芸ギャラリー	234 m ²	産業観光局																																																																		
醍醐地域学校向け用地	650 m ²																																																																			
旧宇津保育園	1,048 m ²	保健福祉局																																																																		
旧伏見消防署	3,017 m ²	消防局																																																																		
名称	面積	所管局																																																																		
歴史資料館	1,183 m ²	総務局																																																																		
伏見保健所	1,403 m ²	文化市民局																																																																		
伏見福祉事務所	921 m ²																																																																			
繊維技術センター	7,756 m ²	産業観光局																																																																		
旧高野合同福祉会館	4,416 m ²	保健福祉局																																																																		
旧市営葬儀事務所	440 m ²																																																																			
洛西地区保育所用地	1,503 m ²																																																																			
旧山科老人いこいの家	201 m ²																																																																			
心身障害児福祉会館	1,619 m ²																																																																			
急病診療所	3,181 m ²																																																																			
旧久多診療所	76 m ²																																																																			
用途廃止した市営住宅敷地	約 2,000 m ²		都市計画局																																																																	
五条消防出張所	300 m ²		消防局																																																																	
消防学校	13,624 m ²																																																																			
鷹峯小学校グラウンド	4,166 m ²	教育委員会																																																																		
指標	—	現況値	—	目標値	—																																																															

京都市の市債残高の推移（一般会計）



一般会計の市債残高総額は増加傾向にあるが、後年度に元利償還の全額が地方交付税で措置される臨時財政対策債を除くと、近年投資的経費を抑制していることから、横ばいで推移している。
 ⇒市債残高の適正な水準及び適正水準を目指した市債発行額の目標設定が今後の課題

京都市の市債残高の推移（全会計）



全会計の市債残高は、臨時財政対策債を除くと、15年度以降減少傾向にある。

○ 基金一覧 (平成20年度末)

所管局	基金名	設置年月	設置の目的	20年度末 残高 A (百万円)	一般会計等 貸付金 B (百万円)	A - B (百万円)
環境政策	環境共生市民協働事業基金	平2.3	環境共生市民協働事業(環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる都市を実現するため、本市が市民と共に実施する事業)に要する費用に充てるため。	409	0	409
行財政	都市計画事業基金	大12.3	都市計画事業及び都市施設の整備事業の実施に必要な財源に充てるため。	464	0	464
	財政調整基金	昭24.7	年度間の財源の調整を図り、本市財政の健全な運営に資するため。	1,199	0	1,199
	市立大学奨学基金	昭32.4	市立大学の教育奨励のため。	29	0	29
	土地基金	昭44.9	公用もしくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。	14,697	13,291	1,406
	市立芸術大学芸術教育振興基金	昭63.3	京都市立芸術大学において行う芸術に関する教育及び研究の振興に寄与する事業の実施に必要な財源に充てるため。	355	0	355
	公債償還基金	平元.3	公債の償還に必要な資金を積み立てるため。	80,533	28,780	51,753
	市庁舎整備基金	平2.3	市庁舎整備事業の実施に必要な資金を積み立てるため。	11,590	11,400	190
	高速鉄道事業基金	平3.3	高速鉄道の建設事業その他これに関連する事業の実施及び高速鉄道事業の健全な運営に必要な資金を積み立てるため。	58	0	58
	ふるさと納税基金	平21.3	ふるさと納税寄付金の対象事業(文化、景観、環境)の実施に必要な資金を積み立てるため。	9	0	9
総企	国際親善交流基金	昭50.8	国際親善交流の発展に寄与する事業の実施に必要な資金を積み立てるため。	1,147	0	1,147
文市	美術館基金	昭37.5	京都市美術館における美術の調査、研究、普及その他美術の振興に関する事業の実施に必要な財源に充てるため。	111	0	111
	交通安全対策事業基金	昭43.3	市民の交通安全の確保に関する事業の実施に必要な財源に充てるため。	207	0	207
	文化観光資源保護基金	昭44.12	本市内に存する文化観光資源の保護事業推進の資金を積み立てるため。	3,046	0	3,046
	文化事業基金	昭48.8	市民文化の発展に寄与する事業の実施に必要な資金を積み立てるため。	438	0	438
	音楽芸術振興基金	平5.4	音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の発展に寄与する事業の実施に必要な財源に充てるため。	222	0	222
	文化ボランティア基金	平15.3	文化ボランティア活動(文化芸術の振興を図るためのボランティア活動をいう。)の促進に寄与する事業の実施に必要な財源に充てるため。	13	0	13

所管局	基金名	設置年月	設置の目的	20年度末 残高 A (百万円)	一般会計等 貸付金 B (百万円)	A - B (百万円)
産 観	産業振興基金	昭61.3	産業の振興を図るための事業の実施に必要な財源に充てるため。	169	0	169
	農業集落排水事業基金	平17.3	農業集落排水処理施設の整備及び管理に関する事業の実施並びに当該事業に係る公債の償還に必要な資金を積み立てるため。	125	0	125
保 福	社会福祉事業基金	昭44.3	本市における社会福祉事業の推進に必要な財源に充てるため。	3,974	0	3,974
	健康づくり研究基金	平4.4	市民の健康づくりに係わる研究及び知識の普及に関する事業の実施に必要な財源に充てるため。	245	0	245
	国民健康保険事業基金	平6.12	国民健康保険事業の健全な運営に必要な財源に充てるため。	0	0	0
	介護給付費準備基金	平12.3	介護保険事業の中期的な財政の調整及び安定的な事業の実施に必要な財源に充てるため。	3,016	0	3,016
	介護保険料安定化特例措置基金	平21.3	介護報酬の改定に伴う保険料の急激な増加を抑制するため。	811	0	811
都 計	市営住宅基金	昭35.10	本市市営住宅及びその共同施設の建設、修繕又は改良を図るための事業の実施に必要な財源に充てるため。	5,569	3,000	2,569
	新住宅市街地開発事業基金	昭58.3	京都国際文化観光都市建設計画洛西新住宅市街地開発事業の施行区域内における公共施設の管理その他居住者の共同の利便を図るための事業の実施に必要な資金を積み立てるため。	3,207	0	3,207
	京都の優れた景観を保全し形成する事業基金	平3.3	本市の優れた景観の保全及び形成に関する事業の実施に必要な財源に充てるため。	26	0	26
建 設	駐車場基金	昭46.7	本市が設置する駐車場法に規定する駐車場の整備資金を積み立てるため。	92	0	92
	緑化・公園管理基金	昭50.8	緑化事業の推進及び都市公園の管理に必要な資金を積み立てるため。	168	0	168
	宅地開発関連事業基金	昭52.3	本市の区域内における宅地開発に伴い必要となる公共土木施設その他の公共施設を整備する事業の実施に必要な資金を積み立てるため。	263	0	263
	市街地再開発事業基金	昭58.3	本市が施行する都市再開発法による市街地再開発事業の実施、事業に係る市債の償還及び事業に関連して行う建築物その他の施設の整備に必要な資金を積み立てるため。	1,374	0	1,374
上 下 水	特定環境保全公共下水道特別会計公債償還基金	平17.3	特定環境保全公共下水道の整備事業に係る公債の償還に必要な資金を積み立てるため。	30	0	30
行 保 財 福 政	蓄積指定基金	昭25.7	本市に対し蓄積を条件として寄付のあったものについて、その期限の到来までそれら寄付金蓄積を管理するため。	1	0	1
保 文 市 福	社会福祉奨学基金	昭31.3	本市における社会福祉事業の一環として、修学困難な学生又は生徒に対して奨学費を給付するため。	171	0	171
教 文 市 育	社会教育振興基金	昭55.12	社会教育の振興に寄与する事業の実施に必要な資金を積み立てるため。	294	0	294
総 文 市 企	平安建都1200年記念事業基金	昭60.3	本市が平安建都1200年を記念して行う事業の実施に必要な財源に充てるため。	86	0	86
合 計 (36基金)				134,148	56,471	77,677

税目別の決算額の推移(平成元年度～)

(単位: 百万円, %)

年度	市合		個市		人市		法市		人市		固定資産税		土地		家屋		償却資産		交付金		軽自動車税		市たばこ税		
	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額	伸び率	決算額
元	234,361	6.4	85,157	8.9	50,028	14.1	63,897	8.0	28,721	8.2	25,668	8.5	9,285	8.3	223	△ 46.7	757	2.6	8,697	△ 3.9					
2	243,319	3.8	93,237	9.5	47,072	△ 5.9	67,539	5.7	29,399	2.3	27,663	7.8	10,262	10.5	225	0.9	771	1.8	8,933	2.7					
3	258,345	6.2	99,991	7.2	47,575	1.1	73,218	8.4	32,800	11.6	29,259	5.8	10,923	6.4	236	4.9	789	2.3	9,052	1.3					
4	259,226	0.3	99,444	△ 0.5	38,724	△ 18.6	80,755	10.3	36,865	12.4	31,356	7.2	12,267	12.3	267	13.1	801	1.5	8,966	△ 1.0					
5	254,201	△ 1.9	94,983	△ 4.5	32,642	△ 15.7	85,075	5.3	39,071	6.0	33,411	6.6	12,318	0.4	275	3.0	822	2.6	9,078	1.2					
6	240,990	△ 5.2	79,880	△ 15.9	29,774	△ 8.8	89,763	5.5	43,520	11.4	33,780	1.1	12,183	△ 1.1	280	1.8	834	1.5	9,092	0.2					
7	252,141	4.6	83,090	4.0	30,336	1.9	96,093	7.1	47,033	8.1	36,349	7.6	12,433	2.1	278	△ 0.7	858	2.9	9,126	0.4					
8	262,313	4.0	80,173	△ 3.5	37,563	23.8	100,760	4.9	49,378	5.0	38,619	6.2	12,472	0.3	291	4.7	883	2.9	9,092	△ 0.4					
9	271,855	3.6	88,926	10.9	34,886	△ 7.1	102,138	1.4	50,749	2.8	37,697	△ 2.4	13,403	7.5	289	△ 0.7	896	1.5	10,678	17.4					
10	269,644	△ 0.8	80,829	△ 9.1	34,609	△ 0.8	107,609	5.4	52,158	2.8	40,611	7.7	14,616	8.3	324	12.1	905	1.0	10,988	2.9					
11	259,606	△ 3.7	76,376	△ 5.5	27,186	△ 21.4	110,192	2.4	52,545	0.7	42,752	5.3	14,575	0.4	320	△ 1.2	915	1.1	10,786	△ 1.8					
12	251,663	△ 3.1	71,980	△ 5.8	29,111	7.1	106,114	△ 3.7	50,996	△ 2.9	40,809	△ 4.5	13,971	△ 4.1	338	5.6	939	2.6	10,706	△ 0.7					
13	252,601	0.4	70,410	△ 2.2	32,716	12.4	106,203	0.1	50,026	△ 1.9	42,435	4.0	13,399	△ 4.1	343	1.5	966	2.9	10,333	△ 3.5					
14	239,086	△ 5.4	68,681	△ 2.5	22,096	△ 32.5	105,831	△ 0.4	48,312	△ 3.4	43,968	3.6	13,182	△ 1.6	369	7.6	993	2.8	9,941	△ 3.8					
15	234,163	△ 2.1	65,329	△ 4.9	26,134	18.3	101,706	△ 3.9	47,625	△ 1.4	40,960	△ 6.8	12,751	△ 3.3	370	0.3	1,022	2.9	10,217	2.8					
16	229,824	△ 1.9	63,264	△ 3.2	24,139	△ 7.6	101,580	△ 0.1	46,143	△ 3.1	42,456	3.7	12,391	△ 2.8	590	59.5	1,049	2.6	10,353	1.3					
17	242,059	5.3	66,895	5.7	32,185	33.3	102,486	0.9	45,076	△ 2.3	44,488	4.8	12,406	0.1	515	△ 12.5	1,095	4.4	9,920	△ 4.2					
18	249,737	3.2	73,398	9.7	38,625	20.0	98,119	△ 4.3	44,378	△ 1.5	40,997	△ 7.8	12,254	△ 1.2	490	△ 5.0	1,129	3.1	9,900	△ 0.2					
19	250,938	4.5	82,259	12.1	40,088	3.8	99,015	0.9	44,302	△ 0.2	42,225	3.0	12,024	△ 1.9	464	△ 5.3	1,162	2.9	9,666	△ 2.4					
20	256,407	2.1	83,550	1.6	42,855	6.9	100,338	1.3	44,370	0.2	43,547	3.1	12,126	0.8	295	△ 36.4	1,193	2.7	9,186	△ 5.0					
21	252,455	△ 5.2	83,468	△ 0.1	29,163	△ 32.0	100,696	0.4	45,347	2.2	42,974	△ 1.3	12,091	△ 0.3	284	△ 3.7	1,212	1.6	8,534	△ 7.1					
22予算	246,017	△ 2.6	79,441	△ 4.8	25,874	△ 11.3	101,692	1.0	45,572	0.5	43,853	2.0	11,995	△ 0.8	272	△ 4.2	1,241	2.4	8,308	△ 2.6					

※ 交付金の過去最高決算額は、昭和59年度の1,438百万円である。

- (注) 1 太枠で囲んだ計数は、決算額の過去最高額である。
 2 交付金については、63年度までは国鉄の納付金を、16年度からは郵政公社の納付金を含んでいる。
 3 17年度からは、京北町分を含む。

市税滞納における差押えの状況

(単位：人, 千円)

	19年度		20年度		21年度	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
北 区	320	91,701	281	57,936	277	60,268
上京区	309	44,461	316	46,072	383	66,857
左京区	617	92,485	574	104,560	626	147,720
中京区	769	96,936	741	130,597	621	131,652
東山区	208	37,697	284	77,250	286	49,419
山科区	449	94,033	610	104,617	802	124,768
下京区	404	54,401	426	79,268	370	66,700
南 区	820	95,377	634	65,588	558	113,402
右京区	1,360	132,497	1,202	120,714	1,558	168,437
西京区	351	57,215	327	51,388	224	56,598
洛西支所	202	34,050	610	43,180	446	34,345
伏見区	1,912	171,871	1,007	178,212	818	172,038
深草支所	305	37,092	219	27,241	292	52,726
醍醐支所	359	39,810	310	46,674	275	42,360
行財政局	146	47,248	101	42,255	115	27,104
合計	8,531	1,126,874	7,642	1,175,552	7,651	1,314,393

※ 端数処理により合計に不一致が発生している。

- 1 平成20年度 契約状況表 (大企業・中小企業別)
- 2 平成21年度 契約状況表 (大企業・中小企業別)

1 平成20年度 契約状況表 (大企業・中小企業別)

(金額単位：千円, 構成比：%)

		工 事	構成比	物 品	構成比	合 計	構成比
大企業	件数	63	5.8	271	10.0	334	8.8
	金額	4,180,042	12.9	4,081,359	36.1	8,261,401	19.0
中小企業	件数	1,022	94.2	2,441	90.0	3,463	91.2
	金額	28,238,909	87.1	7,223,701	63.9	35,462,610	81.0
合 計	件数	1,085	100.0	2,712	100.0	3,797	100.0
	金額	32,418,951	100.0	11,305,060	100.0	43,724,011	100.0

(注) 大企業と中小企業の別は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条の規定により、区分している。

2 平成21年度 契約状況表 (大企業・中小企業別)

(金額単位：千円, 構成比：%)

		工 事	構成比	物 品	構成比	合 計	構成比
大企業	件数	60	5.3	287	12.3	347	10.0
	金額	9,256,048	20.7	11,633,155	13.5	20,889,203	16.0
中小企業	件数	1,066	94.7	2,044	87.7	3,110	90.0
	金額	35,553,313	79.3	74,363,106	86.5	109,916,419	84.0
合 計	件数	1,126	100.0	2,331	100.0	3,457	100.0
	金額	44,809,361	100.0	85,996,261	100.0	130,805,622	100.0

(注) 大企業と中小企業の別は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条の規定により、区分している。

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」策定後の年度別処分者数・処分内容（局別）

(1) 平成18年度（H18年9月1日以降）

	懲戒処分の被処分者数				
	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	9	3	2	7	21
環境局	4		2	5	11
保健福祉局	4			2	6
都市計画局		1			1
建設局		2			2
区役所・支所	1				1
上下水道局		4	1	2	7
合計	9	7	3	9	28

(2) 平成19年度

	懲戒処分の被処分者数				
	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	1	32	12	14	59
環境局	1	12	6	6	25
文化市民局			1		1
保健福祉局		1			1
都市計画局		1			1
建設局		8	2	1	11
会計室		1		1	2
区役所・支所		9	3	4	16
区選管				2	2
消防局	1	4	3		8
交通局	1				1
上下水道局	1	7	2	3	13
教育委員会		4	2		6
合計	4	47	19	17	87

(3) 平成20年度

	懲戒処分者の被処分者数				
	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	4	7	3	2	16
環境局		2	3		5
文化市民局	1	4			5
保健福祉局	1			1	2
建設局	1	1			2
区役所・支所	1			1	2
上下水道局	1	6	1	1	9
教育委員会	1	2			3
合計	6	15	4	3	28

(4) 平成21年度

	懲戒処分者の被処分者数				
	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局		2	1	2	5
環境政策局				2	2
行財政局			1		1
区役所・支所		2			2
消防局		1			1
上下水道局		2		1	3
教育委員会	1	3	2	3	9
合計	1	8	3	6	18

平成22年12月
行 財 政 局

年間360時間を超える時間外勤務を行った職員の状況について（市長部局）

区 分	年間360時間超	年間720時間超	年間1,000時間超	年間1,300時間超
平成18年度	992人	188人	63人	9人
平成19年度	1,086人	208人	49人	12人
平成20年度	1,072人	174人	41人	8人
平成21年度	956人	129人	19人	4人

注 年間360時間超の人数には、年間720時間超、年間1,000時間超及び年間1,300時間超の人数を含む。年間720時間超、年間1,000時間超についても同じ。

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告を踏まえた取組状況

検討項目	提言内容	取組状況
自立促進援助金制度の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・制度廃止 ・奨学金の返還と免除というわかりやすい制度に改正 ・平成13年度以降の援助金の新規受給対象者に奨学金の返還を請求 ・返還免除基準は、国基準と同基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の債務の取扱いに関する条例の施行及び援助金制度の廃止（20年12月） ・21年5月以降、奨学金の借受者のお宅に直接伺い、お詫びと説明及び返還免除に係る手続を順次行っている <p><奨学金返還の取組状況> (22年9月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○お詫びと説明の取組状況 借受者総数 1,404人 訪問済 1,391人 所在不明 13人 ○返還に関する手続の状況 免除 1,112人 (79.2%) 返還済 81人 未返還 169人 <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市奨学金等返還事務監理委員会」を開催した。 21年7月6日以降4回実施
コミュニティセンターの在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの役割は一旦終結し、より開かれた施設としての活用を検討 ・同センターでの生活相談事業は廃止し、区役所などで対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を引き上げ、相談事業の廃止、民間委託による運営開始（21年4月から） ・屋内体育施設の地域体育館への転用（21年5月から） ・21年11月に転用に関する基本的な考え方を公表 ①「京都未来まちづくりプラン」に掲げる施策の実現や、福祉・教育などさまざまな課題に対応した施設への転用 ②市民の身近な活動・交流拠点としての機能を設けること ・基本的な考え方及び第1次素案、第2次素案について3回の市民意見の募集、各コミセンでの説明会を実施

検討項目	提言内容	取組状況
コミュニティセンターの在り方について（続き）		<ul style="list-style-type: none"> ・市民の身近な活動・交流施設として、13ヶ所を「いきいき市民活動センター」として設置するため、22年9月市会において「市民活動総合センター条例」を改正。 ・現在、23年4月からの運営開始に向けて、指定管理者の選定作業を進めている。
改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・入居実態の調査 ・空き家の有効活用の推進 ・一般公営住宅との取扱いの差異の改善 ・建て替えの際には、民間活力等の活用も検討し、多様な住宅を供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居実態の把握に向けた調査の開始（21年5月から） ・世帯留学生への空き家の提供 ・共益費、駐車場料金、家賃減免につき公営住宅と同一制度に移行（21年4月から）
崇仁地区における環境改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の整備の早期完了 ・市民や地元まちづくり組織、学識経験者等を含む検討委員会を設けて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部第三、第四地区の住宅改良事業の着実な推進 ・将来ビジョン検討委員会の設置及び報告書の受理 ・土地区画整理事業との合併施行等同報告書の実現に向けた取組を推進
市立浴場等の地区施設について	<u>市立浴場</u> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は存続 ・効率的な運営と地域福祉の向上、サービス向上を図る ・民間浴場との料金格差を早期に解消 	<u>市立浴場</u> <ul style="list-style-type: none"> ・40円の入浴料金改定を実施（21年5月1日から） ・次期指定管理者の選定に当たり、応募要件の緩和により、民間団体等の参入促進を図るほか、経費の大幅削減、料金格差の是正を条件づけた。（次期指定管理者の指定は22年12月市会で議決予定）
	<u>学習施設・保健所分室</u> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の事業は廃止し、施設の多様な活用方法を検討 	<u>学習施設・保健所分室</u> <ul style="list-style-type: none"> ・学習施設及び保健所分室での事業を廃止（学習施設は21年3月末、保健所分室は4月末） ・策定したコミュニティセンター転用計画に基づき、新たな施設への転用を図っていく。

検討項目	提言内容	取組状況
市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重は自由, 正義, 平和の基礎であり, 行政と市民はその実現のために共に不断の努力が必要 ・市民的感覚の新たな発想を取り入れ, 市民の自主的な行動を支援する方向にシフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業啓発業務の統合による効果的, 効率的な人権啓発推進体制の整備 ・人権啓発活動補助制度の充実 ・区役所・支所における啓発事業の充実
今後の行政の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる特別扱いを排し, 「オープンな (開かれた) 行政」, 「オーディナリーな (あらゆる意味において特別でない, 普通の) 行政」, 「行政の行政依存からの脱却」の3つの視点から, 行政の刷新を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当課長制の廃止 (21年3月末) ・差別事象取扱要綱の廃止 (22年3月末) ・人権文化推進計画の改訂 (22年3月末) ・全人同協からの脱退 (22年3月末) ・運動団体機関紙購読の大幅削減 (22年5月～)